

「リンパケア検定」受験規約

一般社団法人日本リンパ協会

第1条（適用範囲）

一般社団法人日本リンパ協会（以下「協会」といいます。）が設定する「リンパケア検定1級」および「リンパケア検定2級」試験（以下「本検定」といいます。）を対象とします。必ず事前に以下のご利用条件をお読みください。ご利用条件の内容について同意された場合のみ、お申し込みいただけます。お客様がご利用条件に同意されない場合、リンパケア検定は受験できません。

第2条（受験の申込み）

本検定申込みは、2級はどなたでもお申し込み可能ですが、1級受験は2級合格者に限ります。受験を希望される方は、当ウェブサイトの申し込みのご案内に従って、手続きしてください。申し込み内容を確認し、内容に同意のうえ、申し込み登録用ボタンを押した場合、申し込みとなります。

第3条（受験契約の成立）

受験申込み後、受験料の決済が完了した時点で受験契約が成立するものとします。ただし、1級受験は2級を合格していない場合その限りではありません。申し込み受領後、当協会は所定の確認手続きを行います。この確認作業が終了した時点で、受験を希望される方と協会との間で各検定試験サービスの支払に関する契約が成立します。受験者は、契約成立後に送信される「WEB受験用IDとパスワードご連絡」にて手続きの完了を確認することができます。

第4条（受験料）

級ごとに、別途定めるものとします。

第5条（決済方法）

本検定の受験料の決済方法は下記のとおりです。

（1）一括銀行振込

受験料全額を協会が指定する口座へお振込み下さい。（振込手数料は受験者の負担とします。）
指定口座は、申込み後に協会から送信するメールに記載しております。

（2）クレジットカード決済

第6条（入金以降の解約）

入金以降の受験料の返金は致しません。

第7条（登録）

本検定の受験には、受験者登録が必要となります。ここでいう受験者とは、ご利用の条件に同意のうえ、本検定に登録された方をいいます。

第8条（禁止事項）

合格者は、次の各号に掲げる行為を禁止しています。

- ①医師法、薬事法その他諸法令に違反すること。
- ②本資格名称及び検定内容を使用し、リンパに関する有償の施術、有償無償に係わらず講座、セミナー等を行うこと。
- ③本資格名称を使用し、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、その他商品又はサービスの購入の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）を行うこと。
- ④公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行うこと。
- ⑤当協会の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害すること。
- ⑥「リンパケア検定」試験の内容を第三者に開示すること。
- ⑦「リンパケア検定1級・2級」書籍の内容を無断で転記・複製使用すること。
- ⑧当協会又は当協会の関係者に対して誹謗中傷をすること。
- ⑨当協会の事業活動を妨害すること。
- ⑩WEB検定受験中に、テキストやインターネットなどの媒体を使い調べる行為、または人に問い合わせる事(カンニング行為)。
- ⑪WEB検定受験中に、試験内容をコピーすること。
- ⑫その他、当協会が別に定める禁止行為がある場合はその行為。

第9条（合格）

7割以上の正解で合格とします。

第10条（合格者の権利）

合格後は、それぞれの合格した級の名称（リンパケア検定1級・2級）の使用が可能。ただし、この規約に違反した場合は合格を取り消すものとします。

第11条（著作物等）

検定の受験において受領した試験問題及びテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権及びその他知的財産権は協会に帰属し、協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次に定める行為を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- （4）その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第12条（秘密保持）

受験者は、検定を受験するにあたり、協会によって開示された協会固有の技術上、営業上その他事業の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示することを禁じます。

第13条（競業禁止）

受験者は、協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって協会と同種又は類似の事業を行ってはならず、それらを行う者に対し自己又は第三者の名をもって役務を提供し若しくは従

事することを禁じます。

第14条（個人情報）

協会は、本検定の開催にあたり知り得た受験者の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受験者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用致します。

登録情報の変更を希望する受験者は、当協会に電子メールで、受験者登録情報の変更を求めてください。

協会は、検定に関するお知らせなどをお送りするため、受験者登録の際に登録されたメールアドレスを利用することがあります。また、協会からの最新情報をメールマガジンにてお送りさせて頂いております。不要な場合はいつでも自由に解除することができます。

第15条（動作環境）

検定の受験にあたり、協会が運営する各種WEBサイト、メールサービスを利用するとき、当協会が定める動作環境を満たしていることが必要です。当協会が定める動作環境を満たしていない場合は、うまく動作しない場合や遅くなる場合があります。受験生の環境による閲覧、登録の不具合に関しまして、申し込みや登録のしなおい、受験のキャンセル、変更、返金は一切お受けできませんので、申し込みの前に対応した端末かどうかを十分に確認してください。ただし、端末が正常に動作する環境であっても正常に動作することを保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

動作環境の最新情報についてはリンパケア検定のサイトをご確認ください。

第16条（遵守事項）

受験者は、本検定を受験するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

- (1) 協会及び他の受験者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 検定の受験において内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び関係者等に一切の責任を求めないこと。
- (3) 検定の受験において知り得た内容について、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び関係者等に一切の責任を求めないこと。
- (4) 検定試験の内容に関して、質問や回答は受け付けないということを理解すること。
テキストのどこに書いてあるかなどの質問なども、個人の学習の範囲で行うこと。

第17条（合格の失効及び除名）

次のいずれかに該当した場合には、除名及び級の認定を剥奪されることがあり、除名された場合は、今後、協会の如何なる講座の受講・検定の受験も出来なくなります。また、除名、剥奪をされた場合でも、受験料の返金は一切致しません。合格者が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当協会は事前の通知をすることなく、即時に合格を取り消すことができます。

- (1) 協会の同意なく、試験の内容を第三者に開示した場合
- (2) 本規約に違反した場合または、協会が別に定める規定、又は法令に違反した場合
- (3) 認定が妥当でない事由があると当協会が判断した場合
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (5) 協会の事前の同意なく、協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (6) 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

(7) 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第18条(地位の譲渡)

検定の受験資格及び、資格名称の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受験者が死亡した場合、受験資格は失われるものとし、地位の承継は一切出来ません。

第19条(損害賠償)

検定の受験者は、本規約及び法令の定めにより違反したことにより、協会及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第20条(免責と補償)

(1) 検定の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本検定に関連して発生した受験者又は第三者の損害について、協会は一切の責任を負わないものとします。

(2) 本検定の各試験問題の内容あるいはその水準については、当協会が独自に判断し作成するものであり、その内容や試験水準の判断、採点結果等について、当協会は、受験生に対し何ら保証もしくは責任を負うものではありません。

(3) 検定は、受験者が期待する目的や成果を保証するものではありません。

第21条(本規約の変更)

当協会は、何らの事前の通知なく、本規約の内容を変更することがあります。

第22条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第23条(合意管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第24条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。